

電気供給仕様書

(川崎市立井田病院)

1 総則

電気供給の詳細は別表の定めるところとする。なお、この仕様書において、次に掲げる用語の意義は、当該各項目に定めるところによる。

- (1) 「契約電力」とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。
- (2) 「常時電力」とは、常時供給設備等により供給されるものとする。
- (3) 「予備電力」とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所又はその他の変電所から予備電線路により、常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。

2 供給者の責務

(1) 一般的注意事項

供給者は、業務を遂行するにあたって、川崎市立病院が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、身だしなみ、言葉使いなどに十分配慮しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

供給者は、業務を遂行するにあたって、関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。

(3) 守秘義務

供給者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が解除され、又は期間が満了した後においても同様とする。

(4) 業務従事者の制服等

供給者は、制服及び名札を業務従事者に着用させなければならない。

3 契約の方法

(1) 電気料金の調整等

力率の変動、燃料費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他の要因による電気料金の調整については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める電気需給約款[高圧](以下「需給約款」という。)の規定を準用する。なお、力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(2) 契約の方法

契約は常時電力、予備電力について、次の区分に示す単価をもって締結する。

ア 基本料金単価

1か月の1キロワットあたりの単価で契約する。なお、契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

イ 電力量(従量)料金単価

30分の1キロワットあたりの単価で契約する。なお、使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(3) 供給電力の種類等

再生可能エネルギー100%電力(「非化石証書(再エネ指定)」+「非FIT再エネ電源、FIT電気、JEPX調達電源、化石電源」等)とする。なお、30分同時同量は求めない。

(4) 契約金額に含まれるもの

契約金額には、電気の供給価格のほか、需給地点において川崎市に電気が納入されるまでに要する一切の経費、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(5) 契約代金(料金)の支払い方法

契約代金の支払い期日については、川崎市電気需給契約約款の規定を準用する。供給者は毎月1日から末日までの使用分について契約代金を算出し、この明細書を添付の上、支払い期日の遅くとも20日前までに川崎市に請求書を提出するものとする。川崎市は供給者から提出された明細書を検査し、確認した後において、これを支払うものとする。なお、川崎市は支払期日までに料金を支払わなかった場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、受注者の川崎市電気需給契約約款に定める遅延利息を受注者に支払うものとする。

(6) その他の事項

この仕様書に定めのない事項については、川崎市電気需給契約約款の規定を準用するほか、川崎市病院局契約規程(平成17年病院局規程第39号)。以下「契約規程」という。)の定めるところによる。なお、川崎市議会において、令和8年度におけるこの契約に係る所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。

4 その他

電気料金の算定方法は、別紙「料金算定方法」に示す方法に従うものとする。また、使用開始希望日以降における12か月間の電力使用計画、使用電力量の実績はそれぞれ別紙に記載するものとする。

別表

供 給 (履 行) 場 所	川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)	
業 種 ・ 用 途	官公庁・病院	
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式	
供 給 電 壓 (標 準 電 壓)	6KV	
計 量 電 壓 (標 準 電 壓)	6KV	
標 準 周 波 数	50Hz	
受 電 方 式	2回線受電	
需 給 地 点	需給場所において川崎市が設置した地絡しや断装置(UGS)の電源側と一般電気事業者が設置した供給用配電箱の母線との接続点	
契 約 期 間	令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで	
電 気 工 作 物 の 財 産 分 界 点	需給地点に同じ	
保 安 上 の 責 任 分 界 点	電気工作物の財産分界点に同じ	
蓄 熱 式 付 加 設 備	無	
契 約 電 力	常 時 電 力	1,500KW
	予 備 電 力	1,500KW (予備電源として常時供給変電所以外の変電所から供給)
	自家発電機補給電力	無
	予 定 使 用 電 力 量	契約期間内で約6,891,220キロワット時 (別紙使用開始希望日以降における1年間の電力使用計画のとおり) ただし、この数値は本契約に基づく調達数量を約束するものではない。
使 用 電 力 量 等 の 檢 針	自 動 檢 針 装 置	有
	検 針 方 法	遠隔自動検針
	計 量 器	電力需給用複合計器 (通信機能付精密級)
常 用 自 家 発 電 機	設 置 し て い な い	
非 常 用 自 家 発 電 機	2,000キロボルトアンペア1台及び100キロボルトアンペア1台を有する。	
力 率	自動力率調整装置を設置し、契約期間中100パーセントを保持する予定。	
そ の 他 の 事 項	フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していなない。	

別紙 使用開始希望日以降におけるの電力使用計画
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

川崎市立井田病院

月	最大電力 (kW)	契約電力(kW)			時間帯別電力量内訳(kWh)				電力量 合計 (kWh)	
		常時供給分	予備電力分	自家発電機 補給電力	ピーク	昼 間		夜 間		
						夏 季	その他の季			
R8.4	1,070	1,500	1,500					331,220	193,140	524,360
5	1,100	1,500	1,500					353,950	199,370	553,320
6	1,280	1,500	1,500					386,150	219,230	605,380
7	1,280	1,500	1,500		100,830	328,680			237,060	666,570
8	1,320	1,500	1,500		102,680	342,270			257,450	702,400
9	1,250	1,500	1,500		93,030	308,190			233,100	634,320
10	1,070	1,500	1,500					339,010	193,870	532,880
11	1,030	1,500	1,500					317,290	179,260	496,550
12	1,060	1,500	1,500					348,580	204,720	553,300
R9.1	1,080	1,500	1,500					356,260	203,860	560,120
2	1,070	1,500	1,500					324,590	182,110	506,700
3	1,100	1,500	1,500					355,400	199,920	555,320
計					296,540	979,140	3,112,450	2,503,090	6,891,220	

上表中、「時間帯別電力量内訳」に表示された区分の詳細は、次のとおりである。

区分等	詳 細
ピーク	夜間時間扱いの休日を除く夏季の13時から16時までをいう。
昼間	夜間時間扱いの休日及びピーク時間を除き、毎日の8時から22時までをいう。
夏季	7月1日から9月30日までの日をいう。
その他季	夏季以外の日をいう。
夜間	ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。
夜間時間扱いの休日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、をいう。

別紙 使用電力量実績表
(令和6年12月から令和7年11月まで)

川崎市立井田病院

月	最大電力 (kW)	契約電力(kW)			ピーク	時間帯別電力量内訳(kWh)			電力量 合計 (kWh)		
		常時供給分	予備電力分	自家発電機 補給電力		昼 間					
						夏 季	その他の季				
R7.4	1,068	1,650	1,650					331,212	193,140	524,352	
5	1,098	1,500	1,500					353,946	199,368	553,314	
6	1,272	1,500	1,500					386,148	219,228	605,376	
7	1,278	1,500	1,500		100,824	328,680			237,060	666,564	
8	1,314	1,500	1,500		102,678	342,270			257,442	702,390	
9	1,248	1,500	1,500		93,024	308,190			233,100	634,314	
10	1,068	1,500	1,500					339,006	193,866	532,872	
11	1,026	1,500	1,500					317,286	179,256	496,542	
R6.12	1,056	1,650	1,650					348,573	204,717	553,290	
R7.1	1,074	1,650	1,650					356,262	203,856	560,118	
2	1,068	1,650	1,650					324,593	182,101	506,694	
3	1,098	1,650	1,650					355,400	199,912	555,312	
計					296,526	979,140	3,112,426	2,503,046	6,891,138		

上表中、「時間帯別電力量内訳」に表示された区分の詳細は、次のとおりである。

区分等	詳 細
ピーク	夜間時間扱いの休日を除く夏季の13時から16時までをいう。
昼間	夜間時間扱いの休日及びピーク時間を除き、毎日の8時から22時までをいう。
夏季	7月1日から9月30日までの日をいう。
その他季	夏季以外の日をいう。
夜間	ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいう。
夜間時間扱いの休日	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、をいう。

別紙 料金算定方法 (井田病院)

料金算定方法

基本料金 + 従量料金 + 予備電力料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

毎月の料金は、上記表を用い、以下の式によって算出された額とする。

(1円未満の端数は切捨て)

基本料金= 契約電力×基本料金単価×(185%-力率) (※1)

従量料金= 30分毎の使用電力量×[その30分毎のJEPX単価 (※2) ÷ (1-損失率 (※3))] +
使用電力量×託送従量料金単価 (※4)

予備電力料金= 契約電力×予備電力料金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金

= 使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (※5)

※1 東京電力パワーグリッド株の託送供給等約款により定められた高圧(特別高圧)標準接続送電サービス基本料金に、受注者が設定する手数料等を加算したものとする。

東京電力パワーグリッド株が改定した場合は、これに倣い変更するものとする。

※2 30分毎のJEPXスポット市場 東京エリアプライス(税抜き)を指すものとする。

※3 東京電力パワーグリッド株の託送供給等約款により定められたものとする。

東京電力パワーグリッド株が改定した場合は、これに倣い変更するものとする。

※4 東京電力パワーグリッド株の託送供給等約款により定められた高圧(特別高圧)標準接続送電サービス電力量料金に、受注者が設定する手数料等を加算したものとする。

東京電力パワーグリッド株が改定した場合は、これに倣い変更するものとする。

※5 消費税額及び地方消費税額加算済み。